

網走市除雪担い手確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共除雪に関する業務（以下「除雪関係業務」という。）を受託又は受託予定とする事業者が、雇用者の除雪機械の運転免許の取得及び技能講習の修了を支援する事業（以下「担い手確保対策事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、公共除雪事業に携わる人材を育成し、もって安定した除雪体制を確保し、市民が快適に暮らせる環境の充実に資することを目的とする。

2 網走市除雪担い手確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、網走市補助金等交付規則（昭和57年網走市規則第18号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第84条第3項に規定する大型特殊自動車免許をいう。
- (2) 技能講習 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）別表第18に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習をいう。
- (3) 運転免許取得者 担い手確保対策事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）と期間の定めのない労働契約を締結している者で、運転免許の取得もしくは技能講習の修了又はその両方取得及び修了しようとする者、かつ、事業実施年度の4月1日時点で満40歳以上60歳未満の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、公共除雪関係業務を受託もしくは受託しようとする者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 網走市内に主たる事業所を有する者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 申請年度の前年度に公共除雪関係業務を受託又は申請年度に公共除雪関係業務を受託又は受託予定である者（共同企業体である場合は、その代表者又は構成員である者）
 - イ 申請年度又は申請年度の前年度にアに掲げる者と契約を締結することにより公共除雪関係業務の一部を受託した者
 - ウ ア及びイに掲げる者が法人である場合において、当該法人について合併があったときにおける合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - エ ア及びイに掲げる者が法人である場合において、当該法人について分割により受託者としての権利義務を承継した法人
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 市税に滞納がある者
 - イ 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、担い手確保対策事業に要する経費のうち、運転免許取得者が受講する、道交法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が行う教習（以下「教習」という。）費用及び安衛法第77条第3項の規定による登録教習機関が行う技能講習の受講（以下「受講」という。）費用として、補助対象者が負担する費用とする。ただし、本事業以外の補助金等の交付を受ける場合は、それらを控除した額を補助対象経費とする。

(補助額及び補助限度)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、かつ、5万円以内とする。ただし、補助金の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、網走市除雪担い手確保対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 技能講習、自動車教習の内容及び経費が分かる書類
- (2) 運転免許取得者の雇用形態及び年齢を確認できる書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、網走市除雪担い手確保対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、また、補助金を交付することが不適当と認めるときは、網走市除雪担い手確保対策事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の対象となった担い手確保対策事業が完了したときは、速やかに網走市除雪担い手確保対策事業補助金実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 技能講習、自動車教習の受講費用が分かる書類（領収書等の写し）
- (2) 運転免許取得者が、技能講習、自動車教習を受講したことが確認できる書類（免許証、修了証等の写し）

(補助金の額の確定及び支出)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、網走市除雪担い手確保対策事業補助金確定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、網走市除雪担い手確保対策事業補助金請求書（第6号様式）により請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。